Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

高等教育における「無償教育の漸進的導入」に係る韓国の動向

渡部，昭男
日永，龍彦
望月，太郎

(Citation)
龍谷大学社会科学研究年報,42:223-230

(Issue Date)
2012-05

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003966

KOBE UNIVERSITY

〈共同研究〉
「「無償教育の漸進的導入」と大学法人経営—日本の高等教育システム転換の課題—」

高等教育における「無償教育の漸進的導入」に係る韓国の動向

渡部　昭男・日永　龍彦・望月　太郎

はじめに

「『無償教育の漸進的導入』と大学法人経営」に関わって、共同研究（研究代表者は細川孝龍谷大学教授）の一環として韓国調査を行った[1]。

筆者の一人である渡部は、前稿[2]において「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下，高校授業料無償化法）の制定過程を国会審議録等に基づいて分析し，無償化に係る政策転換やその背後にある考え方の変化を整理した。高校授業料無償化法の実施2年を経て、2012年2月、第180回国会・衆議院予算委員会において、玄葉光一郎外務大臣は国際人権A規約13条2項（(b) 中等教育、(c) 高等教育）に係る留保を撤回する意向を表明した[3]。

本稿では、国際人権A規約13条2項の留保撤回後における日本の課題を見据えて、隣国である韓国の動向を紹介する。

1. 登録金半額化—参与連帯—

訪問先の一つである「参与連帯」（참여연대／People's Solidarity for Participatory Democracy／PSPD）は、1994年に設立された市民運動団体であり[4]、「国民の自発的な参与によって国家権力を監視し、具体的な政策とオルタナティブを提示し、実践的な市民行動を通じて自由と正義、人権と福祉が正しく実現する参与民主社会を建設すること」（定款）を目指している。かつては「専門性がなく何でも取り組む」ということを揶揄して、「権力と市場にかかわる幅広いイッシューに取り組む『総合的』、もしくは『百貨店型』の市民運動組織」[5]ともいわれたが、徐々により「生活に密着した」社会的問題を取り組むようになってきた。

この参与連帯が関与する形で、韓国では近年、大学への登録金半額化の運動が市民運動のテーマとなっている。例えば、民主化闘争24周年にあたる2011年6月10日に向けて、大学生・市民団体・野党によって大規模な「半額登録金実現要求ろうそく集会」が計画されたという[6]。2011年の選挙で市民活動家（参与連帯の元事務処長[7]）の朴元淳（박원순／Park Won-soon）弁護士が市長になったソウル市では、全国に先駆けて、ソウル市立大学の登録金が2012年度から半額化される予定である[8]。なお、韓国において大学への登録金（納付金）は、①入学金（entrance fee）、②授業料（tuition）、③期成会費（supporting fee）で構成されている[9]。

我々のヒアリングに対して、参与連帯コーディネーター長の安珍傑（안진걸／Ahn Jin-geol）氏は以下のような趣旨説明を行った。

- 1980年代に民主化闘争を経験した人々が親世代になり、子ども達の大学への登録金が異常に高いことに疑問を持った。
- 中学生・高校生の時に「狂牛病BSE問題」で蝋燭デモ(2008年)をした層が大学生になって、運動に加わってきている。

・参与連帯が企画し、韓国大学教育研究所が執筆する形で、『狂った登録金の国』（미친 등록금의 나라）という本を2011年1月に出版したが、反響は大きい。
・庶民にとって登録金半額化は切実な課題であり、市民の大きな関心を呼んでいる。
・来る4月の韓国総選挙においては、大学の登録金半額化への意向を各候補者にただして公表し、反対候補者に関しては落選運動を展開したい。
・私立大学を含めた高等教育への国の責任を明確にさせる必要があり、このことは韓国における政策転換課題の一つである。
・登録金半額化は国家予算の無駄遣いを無くして組み替えることで十分に可能である。登録金半額化によって家計が潤うと、ひいては内需も拡大する。

2. 登録金後払い制—韓国教授労組—

別の訪問先である韓国教授労組（전국교수노동조합／Korean Professors Union／KPU）は、2001年に結成された韓国の全国教授労働組合である。

韓国教授労組では、登録金半額化に関して5.5～6兆ウォン（1ウォンが0.07円として約4000億円前後）が必要であろうと見込んでおり、1～2兆ウォン（約700～1400億円）程度の予算計上では半額化を進める政府の本気度が疑われるとしている。特に注目したいのは、登録金半額化は「大学教育の質を高め、大学の公共性を増大させる方向」で進められるべきであると主張している点である。具体的には、登録金半額化に必要な約6兆ウォンの内、まず1兆ウォンを時間講師の人件費にあてることを提案している。そうすれば、時間講師分の登録金を下げることが可能である上に、時間講師は収入が安定し、講義の質も上がるとしている。さらに、2～3兆ウォンを大学教員の人件費確保に回せば、登録金を値下げしながら大学教育の質を向上させることに繋がると主張している[10]。韓国の大学のほぼ8割が私学であることから、政府による私学を含めた人件費確保によって登録金半額化を推し進めようとしている。登録金半額化により仮に大学の運営経費が切りつめられた場合には、逆に大学教育の質の低下が危惧される。政府からの登録金半額化の助成が、教育を充実する以外の投資に使われ、また大学法人の内部留保に回されるおそれもある。その点を押さえた韓国教授労組の「半額登録金は大学を改革し、公共性を高める方向で実施されなければならない」との提言は、極めて興味深い。

さらに特筆すべきは、韓国教授労組が登録金後払い制を2006年から既に提案していることである。登録金後払い制とは、学生は登録金を払わずに大学教育を受け、卒業後に就労してから税金として支払う（返還する）仕組みである[11]。具体的には、就労して所得が一定水準に達すると、無利子かつ例えば20年間に分割して、登録金分（登録金半額化と組み合わせた場合には半額分）を教育税として納めるという提案である。同労組のホームページでは、登録金後払い制への「賛同ネット署名」も展開されている。

この提案は、①卒業者への就労保障ないし一定水準の所得保障に政府や企業を誘導する、②一定水準の所得に達しない猶予者に関して奨学金の返還困難者ブラックリストのように負の烙印を押されることはない、③高等教育を受けた当事者が納税する（支払う）ので進学しない者の理解を得やすい、④税を通じた償還になるので税を受け取る私学に関しても経営の透明化などを促す、⑤高等教育保障に果たすべき国の役割が次第に明らかになっていけば登録金の政府負担を徐々にふやすことができる（すなわち高等教育費に係る公財政支出の増大と無償教育の漸進的な拡大）等の利点が挙げられよう。

我々のヒアリングに対して、康南勲（강남훈／Kan Nam-hoon）・朴正元（박정원／Park Jung-won）・趙權翼（조권익／Cho Kwun-ik）教授は以下のような趣旨説明を行った。

・韓国では非正規雇用が広がっており、またニートやひきこもりの問題もあって、卒業後の就業率は60%程度である。

・韓国教授労組としては、一定の収入があってから支払い始める制度を主張している。それまでは猶予されることが望ましい。
・しかし、2008年から政府が導入している制度は卒業と同時に返還が開始される。
・登録金を半額にしたとしても世界7位ほどの高額になってしまうので、やはり後払い制が同時に必要である。
・高等教育保障を考える場合に、登録金問題だけでなく、教材費や生活費の問題も同時に考えなければならない。

後日に、朴正元教授から追加送付された「韓国教授労組の改善要求案」は、現行の授業料融資制度に対しては、次のような改善策を示している。

韓国教授労組の改善要求案
問題1.「資格要件」が厳しい。成績に関係なくすべての大学生が対象でなければならない。当然、大学院生も含めるべきである。
問題2.「貸し出し金利」が高い。教育科学技術部長官が毎年物価上昇率と実質金利、貸し出し元金の償還率などを考慮し、貸し出し金利を決定しているが、学生たちにとっては負担となっている。実質金利をゼロにしなければならない。
問題3. 徴兵者への利子納付義務づけは無理である。
問題4. 登録金後払い制とともに実施されなければならない。
問題5. 基礎生活（生活保護）受給者および準要保護者に支給された無償奨学金を、この制度の実施にあわせて廃止したこともまた問題である。

3. もう一つのアプローチ—韓国大学教育研究所—

韓国大学教育研究所（한국대학교육연구소／Korea Higher Education Research Institute）は、韓国で学生運動が盛んになり、大学教育に対する関心が高まった1993年に設立された民間の研究所である。市民300名程度の会員からの会費や外部の研究費（労働組合等からの受託調査研究等）で運営されており、大学教育関係の唯一の民間研究所として、政策提言や学生・教職員からの相談事業、関連課題に関する資料調査、マスコミへの取材、大学関連の受託調査など、幅広く活動している。民主化のための全国教授協議会（1987年の6月民主化抗争の時に設立）や韓国教授労組（IMF危機以降の2000年代に入って労働者としての大学教授職を考えるために設立）等との緩やかな連帯をしながら活動している。登録金問題では参与連帯のシンクタンク的な役割を果たしており、訪韓中にインタビューを受けたソウル新聞の記者は「今回の登録金運動を進める上でのハブになる団体としての役割を果たしている」と見ていた。

同研究所は登録金問題について、単に登録金を下げることだけに集中するのではなく、大学財政の持続可能性を高めるためにも登録金依存度を下げることの必要性を強調している。その背景には、同研究所が私立大学の積立金や理事会構成（同族経営）、私立大学による不正、私学助成の問題などに取り組んできたことがある。

本研究所でのヒアリングに限らず、各訪問先で語られていたことを総合すると以下のようになる。

・登録金が高いことは学生運動の中で常に主張されて来たことだった。
・とりわけ国立大学の法人化が始められて以降、学費が急騰して1000万ウォン時代と言われるようになり、中産階級の世帯では賄えないような金額になっている。
・そのような状況においても、韓国では、お金がないから進学をあきらめるということはない。
・それは、労働市場においても学閥の影響が根強いため、大学に行かなければ就職が厳しく、家庭が無理して借金をしてでも大学に行かざるを得ないためである。

そういうルートを選ばない、すなわち、オルタ

ナティブの教育の道へ進もうとすると、自ら起業するなどして職に就くという道を切り拓かざるをえないことは、今回訪問したハジャセンターやソンミサンマウル[12]での取組をみても明らかであった。しかも実際には、韓国では大学に入っても学費が賄えず授業に出られない学生が多くいる。日本ではアルバイトで学費に充てる学生も多いが、韓国の場合は額の大きさから通常のアルバイトで何とかなるものではなく、長期休学して働き、学費を稼ぐしかないのである。さらに、若者たちは、従来大学卒の履歴を得て就職を有利にする努力をしてきたが、非正規雇用の拡大のなかで大企業の就職ポストは限られてきており、就職難が深刻化している。そのため、卒業後に借入金を返せないという問題も深刻になってきている。このように、将来生活を支えて行く上で大学教育は必要であるが十分ではなくなっており、その結果、負債を抱える人々が次々に増えていく、というまさに一部の債権者を裕福にするためのしくみに大学が組み込まれてしまっているのである。

このような負の連鎖を断ち切るために、大学教育研究所では登録金問題の解決が不可欠であると考えている。そのためにも、各大学が収入の大半を登録金に依存しているという構造を変える必要があるというのである。これまでの研究実績を基に、①日本の大学でも問題になっている積立金（内部留保金）の増大の問題（現在の李明博［이명박／Lee Myung-bak］政権に交替後、その運用も可能になった）と、②昨今の少子化の影響で私立大学が廃止された時には積立金が理事者にわたってしまうという問題、をまずは解決する必要があると主張している。そのためには、仮に当初は理事者の個人出資によるものであっても、法人組織を形成して大学を設置している以上、廃止時の財産は国庫金にはいるようにすべきであるとし、そのための法改正にむけた動きを進めている。

そして、2011年に出版した単行本では、私学助成を拡充するか、私立大学を国立大学へと転換するか、あるいは国立大学を設置するか、などして私立大学の割合が多い構造を変えていかないと、登録金問題の根本的な解決にはいたらないのではないかという独自の提言を打ち出している[13]。

同様の考え方で、自己資金の拡大を不可避とする国立大学の法人化についても同研究所では疑問視する。今世紀に入り、2003年に各大学に交付されていた一般支援資金が廃止され、評価に基づく競争的資金が広く導入されるようになった[14]。通貨危機に陥った金大中（김대중／Kim Dae-jung）政権時代には、IMF主導の「構造調整」のもと、「知識基盤社会」を支える人材育成ができる世界水準の大学の育成を進めるという名目で「選択と集中」による資源配分が進められた。その嚆矢となるのが1999年に本格実施された「頭脳韓国二一世紀事業」（Brain Korea21: BK21）とよばれるプログラムである。その後2006年からの第二期BK21、人文学研究の振興を目的とする2007年からの「人文韓国」（HK）など、の事業も追加された。しかし、これらの事業は若手研究者の育成に重点をおいていたため、その大半を擁するソウル大等に集中し、格差の拡大を引き起こした。ソウルを中心とする首都圏と地方圏との格差拡大にもつながったため、地域の発展に寄与する分野を集中的に支援して地方大学の競争力を強化することを目的とした「地方大学力量強化事業」（NURI事業）なども行なわれた。さらに、李明博政権誕生と同時に世界水準の高級研究人材の招聘を中心とした「世界水準の研究中心大学育成事業」（World Class University: WCU）や留学生受け入れ10万人計画（Study Korea Project: SKP）などが打ち出され、事業の方向性に変化も見られる。いずれにせよこの10数年の間に、それまでの韓国における高等教育予算と比べると破格とよべる予算規模のプログラムが導入・展開された。しかしながら、このような競争的資金中心の支援方法は、スタートラインが同じでない不公平な競争であり、結果として格差の拡大が不可避であった。また、自己資金の獲得を求められる国立大学の法人化がそれにかさなったため、登録金への依存はますます高くなる。しかも、ソウル新聞の記者が語るところでは、教員のボーナスが登録金の一部を占める期成会費から支出されているという現実も未だにある。IMFの「構造調整」型の大学財政のあり方では、大学の側に登録金を下げようと言うインセンティブはなかなか働かないといえよう。

4. 韓日米の共同声明―大学評価学会―

訪韓にあたり、調査団は『誰もがお金の心配なく大学で学べるように～漸進的無償化をめざして～』と題したブックレットを持参し、日本と韓国の類似性について説明を行った。同ブックレットには、国際人権A規約13条2項の「無償教育の漸進的導入」に対して日本政府は留保しているのに対して韓国政府は留保を行っていないが、「高等教育費の対GDP費（2007年）」については日本と韓国はともに0.6%と最下位（平均1.2%／例えば、デンマーク2.3%、ノルウェー2.2%、アメリカ1.2%）であり、「高等教育における公私負担割合（2007年）」については日本の「公財政32.5%・私費（家計）51.1%・私費（その他）16.5%」に対して韓国も「20.7%・52.8%・26.5%」というように似ていることが、OECD資料を用いて示されている[15]。

訪問時に、参与連帯から調査団に対して、大学学費問題の現状が似ている「韓国―日本―米国」で連帯した活動を展開していきたいとの申し入れがあった。また、日本から韓国の状況をわざわざ視察に来たということで、ソウル新聞及びハンギョレ新聞の2社から取材を受けた[16]。

2月末になって、3月2日に共同声明を公表したいとの呼びかけが参与連帯の安珍傑氏より急遽届いた。検討した結果、筆者が担当幹事を務める大学評価学会「国際人権A規約第13条問題特別委員会」（委員長は重本直利龍谷大学教授）として共同声明に参加することとなった。

以下が、3月2日公表の声明である[17]。

【日本語 Japanese】

2004年に設立された私たち大学評価学会（日本）は、「国際人権A規約第13条問題特別委員会」を設けて「無償教育の漸進的導入」に係る活動を様々に展開してきた。

1）国際人権A規約第13条には、(a) 義務教育は無償であるとともに、(b) 中等教育及び (c) 高等教育にあっても「無償教育の漸進的導入」に努めるべきことが明記されている。しかし、日本政府は、1979年の批准から今日に至るまで (b) (c) 項を留保したままである。日本政府は国際人権A規約第13条 (b) (c) 項の留保をすみやかに撤回し、高等教育においても「無償教育の漸進的導入」を推進すべきである。

2）日本の高等教育予算はGDP比率0.6%に過ぎず、OECD参加国の中で韓国とともに最低レベルである（OECD資料2010年）。現在、大学授業料は国立校で約54万円、私立校で平均85万円であり、入学金や生活費等を合わせると一人年額100～200万円にもなっている。年収の低い家庭においては、大学進学を諦めたり、合格しても中途退学したり、アルバイトで授業に出られない学生が増えている。にもかかわらず、更なる大学学費の値上げと受益者負担の徹底が目論まれている。日本政府は、高等教育に果たす国の責任を明確にし、高等教育予算をまずはOECD国の平均であるGDP比率1.2%に上げるべきである。そして、授業料を思い切って半額に値下げし、給与型奨学金を復活するなどして、家庭の経済的地位にかかわりなく、学ぶ意思ある全ての者に大学の門戸を開き「学ぶ権利」を保障すべきである。

2012.3.2.　大学評価学会
「国際人権A規約第13条問題特別委員会」

【英語 English】

We Japanese Association for the University Evaluation, established in 2004, put the Special Committee on the Article 13 of International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, and developed various activities for the progressive introduction of free education.

1) The Article 13 of International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, prescribes not only (a) free of the compulsory education but also progressive introduction of free education for (b) the secondary education and (c) the higher education. However, the Japanese Government has not recognized the Article 13 (b) (c) from its ratification of 1979 to this day. The Japanese

Government should recognize it immediatelyand should promote the progressive introduction of free higher education.

2) The higher education budget of Japan is only 0.6% of GDP ratios and is a trough level with Korea in OECD participating nations (by the OECD Document 2010). The university tuition is about 540,000 yen of a national university and is about 850,000 yen of a private school [1 dollar is 80 yen/1 won is 0.07yen]. The annual sum of a student reaches 1,000,000-2,000,000 yen when we put an entrance fee, cost of living and so on together. In the family having low yearly income, children give up university entrance. If they pass it, some of them make leaving school halfway and some of them must have a part-time job instead of going for a class or lecture. However, the raise of further university school expenses and thorough the Principle of Private Expense Burden are schemed in Japan. The Japanese Government should make its responsibility to carry out for higher education clear and should give a higher education budget to GDP ratio 1.2%, an average of OECD countries, at least. Regardless of a domestic economic position, to open the door of the university to all people who hope to continue studying and learning ant to guarantee "the right of everyone to education"[the Article 13 of International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights], the Japanese Government should cut the tuition to half price decisively and should improve a loan type scholarship system in a salary type.

March 2, 2012
The Special Committee on the Article 13 of International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights
Japanese Association for the University Evaluation

おわりに

「無償教育の漸進的導入」にかかわって、先進的な国々に着目することが多かったが、大学の高学費問題で類似した状況にある隣国の韓国における取り組み、めざす政策転換の方向や提案、それらの背後にある理念・考え方などを今後詳細に検討していく必要があろう。先に紹介した3月2日の共同声明には、韓国調査の成果を踏まえて、大学評価学会としてもはじめて「授業料半額化」「高等教育予算のGDP比率1.2%化」という数値を入れ込んでいる。

ところで、前稿において、高校授業料無償化法に至った文部科学省の政策転換の論理を示しておいた。すなわち、①「高校進学率98%→国民的な教育機関→その教育の効果が広く社会に還元されている→係る費用について社会全体で負担」、②「家庭の経済状況にかかわらず→全ての意志ある高校生等が安心して教育が受けられる社会に」、③「諸外国では多くの国で後期中等教育を無償に→国際人権規約の留保撤回に向けた施策を進める」という、3本柱である。

これを高等教育に敷衍した場合に、第一には①とかかわって、高校進学率と大学進学率の相違が浮上してくる。この点、韓国の大学進学率は日本よりも高く、ほぼ全員が何らかの形で高校卒業後に進学していると言われており[18]、高校に準じた論理展開が可能である。とは言え、「その教育の効果が広く社会に還元されている」という根拠付けは、単に進学率だけとは限らない。この点において、韓国教授労組は二方面で論を展開している[19]。すなわち、まずは、「OECD加盟国は平均大学進学率53%水準でGDP比1.2%の金額を高等教育に投入しており、韓国の大学進学率を84%レベルとすればGDP比1.5%までの高等教育支援を増やす必要がある」としている。加えて、「大学教育は、教育を受ける本人にも利益をもたらすが、国家と社会にも多くの利益をもたらす。従って、高等教育について国が一定の支援をすることは当然である」と述べている。私立大学に関しても、「私立大学の卒業生たちも国や社会の発展のために、国立大学の卒業生と同様の貢献をしてい

る」として、同様に国の支援を求めている。

第二に②とかかわって、大学生を大人（成人）として認めて、保護者との世帯分離を想定するのかという問題がある。日本では、高校授業料無償化法に関しては前稿で紹介したように、自由民主党（及び当時の文部省）が「勉学の意欲はあるのに経済的事情で就学できない子供たちをなくす」というように家庭・世帯を単位として考えていたのに対して、民主党（及び現在の文部科学省）は「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくる」というように高校生個々人を権利主体としている。これに依拠すれば、20歳未満の未成年を含む大学生の個々を学ぶ権利の主体と見なし、「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある大学生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくる」というように立論しうる。さらに、韓国では2005年の公職選挙法改正で選挙権年齢が満19歳に引き下げられ、2011年の民法一部改正によって一般的な成人の法定年齢も満19歳となっている[20]。日韓双方における、「無償教育の漸進的導入」と成年論議との関連も興味深い。

第三に③とかかわって、「無償教育」の範囲をどう考えるかという問題がある。冒頭に示した玄葉外務大臣による留保撤回意向表明は、高校授業料無償化法の実施と大学生への奨学金の予算拡充傾向を論拠に上げていた。高等教育における「無償教育の漸進的導入」に関して、本稿で紹介したように、韓国では奨学金レベルに留まらずに、授業料を含む登録金（納付金）の半額化や後払い制にまで既に踏み込んでいる。また、韓国教授労組のホームページを見ると、さらに「ベーシックインカム」にも関心を払っていることが分かる[21]。前稿の巻末で触れた大学生を含んだ「若者手当ないし若者年金」にかかわる日韓双方の論議も検討すべきであろう。

〈備考：本稿は3名共同訪問調査の成果をもとに、3章を日永が、その他を渡部が分担執筆した。〉

注

1）2012年2月13-16日の日程で、渡部昭男・日永龍彦・望月太郎が訪韓し、桔川純子氏（日本希望製作所）のコーディネートの下にハジャセンター（Seoul Youth Factory for Alternative Culture）、参与連帯、韓国大学教育研究所、韓国教授労組、代案大学関係者、ソンミサンマウル、ソウル大学を訪ねた。桔川氏には、訪問調査ならびに本稿執筆に際して大変お世話になった。心より感謝したい。

2）渡部昭男（2011）「『無償教育の漸進的導入』に係る政策変容—高校授業料無償化を中心に—」『社会科学研究年報』(41)。

3）国庫助成に関する全国私立大学教授会連合のサイト「国際人権規約の高等教育無償化条項関連」(http://renngou.kuronowish.com/ryuuhotekkaikannrenn.htm)の記事［2012年3月15日閲覧］。

4）参与連帯のホームページ（http://www.peoplepower21.org/）の「概要」記事［2012年3月15日閲覧］。

5）文京洙（2009）「民主化以後の韓国社会と市民運動の行方」『ろうそくデモを越えて　韓国社会はどこに行くのか』東方出版、p.332。

6）ハンギョレ・サランバン2011年6月10日付け記事「'授業料ロウソクのあかり'6・10点灯」(http://blog.livedoor.jp/hangyoreh/archives/1495580.html)［2012年3月15日閲覧］。原文は「수업료／授業料」ではなく「등록금／登録金」となっているので、正しくは「登録金」と訳すべきであろう。

7）韓国では、中規模以上の団体では、実務責任者である事務局長の上に統括的な役割を担う「事務処長」という役職を置く場合がある。

8）ハンギョレ・サランバン2011年11月18日付け記事「パク・ウォンスン　ソウル市長　市立大学生たちに会う」(http://blog.livedoor.jp/hangyoreh/archives/1563591.html)［2012年3月15日閲覧］。その中で、ソウル市立大学が登録金半額化の全国第1号になる見込みであり、「市立大学部在学生8000人余りの授業料を半額に減らすための予算182億ウォン余りは来年度のソウル市予算案に編成された」と報じられている。

9）馬越徹（2010）『韓国大学改革のダイナミズム—ワールドクラス（WCU）への挑戦』東信堂、p.67。馬越によれば、「期成会費」とは「税源不足を補う手段として、父母の組織（育成会、期成会）が会費を徴収して学校運営を支援してきた」(p.67)ものであり、登録金の全てが大学の歳入となる私学では期成会費は廃止されているが、入学金・授業料がいったん国庫に入ってしまう国公立大学では自主財源となる期成会費が温存され、規制緩和の流れの中でその比率がさらに高まっているという。

10）韓国教授労組のホームページに掲載されている2011年5月23日付けの「"半額登録金"の推進に関するコメント」(http://kpu.cafe24.com/bbs/zboard.php?id=n1&no=435)［2012年3月16日閲覧］。なお、韓国の大学で非常勤講師が何人程いるのかに関して、「韓国の4年生大学の教授（教員？）の人数の身分による内訳は、正規の教授42,000名、非常勤講師など

52,000～53,000名、非正規の教授（名誉教授など）10,600名となっており、60%超が非正規の教授となっている」との情報が参考になろう（「韓国教授組合との会談について」[http://pegasus.phys.saga-u.ac.jp/znet/atseoul020302.html] 2012年3月16日閲覧）。

11）韓国教授労組のホームページに掲載されている2006年12月5日付けの2種の資料（http://www.kpu.or.kr/bbs/zboard.php?id=c7）「登録金後払い制に関する幾つかの争点」「登録金後払い制の財政計画」[2012年3月16日閲覧]。韓国教授労組では、提案を行うに当たって、独自の財政シミュレーションを行い、またオーストラリア・イングランド・オランダ・カナダ等の動向も調べている。

12）エンパブリック・日本希望製作所編（2011）『まちの起業がどんどんうまれるコミュニティ―ソンミサンマウルの実践から学ぶ―』日本希望製作所、に詳しい。

13）韓国大学教育研究所（2011）『미친 등록금의 나라（狂った登録金の国）』개마고원（ケマコウォン）[邦訳なし]。

14）以下の記述のうち、事実経過に関わる部分は、馬越徹『前掲書』pp.71-114を参考にした。

15）国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（2011）『誰もがお金の心配なく大学で学べるように～漸進的無償化をめざして～』、p.3、p.15。

16）ソウル新聞2012年2月15日付け記事「"대학=공공재 인식 놀라워…'반값운동' 배울것"／日대학교수들 한국 대학 박문」、ハンギョレ新聞2012年2月16日付け記事「"반값등록금의 감동, 현해탄 건너오라"」（http://www.hani.co.kr/arti/society/schooling/519467.html）。

17）共同声明に関する報道としては、ハンギョレ・サランバン2012年3月3日付け記事「"大学を占領せよ" 韓・米・日 授業料 共同行動」（http://blog.livedoor.jp/hangyoreh/archives/1602106.html）[2012年3月16日閲覧]。

18）中央日報日本語版2012年3月19日付け記事「韓国の大学進学率72.5%…3年連続で急速な落ち込み」（http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120319-00000009-cnippou-kr）[2012年3月21日閲覧]では、2011年に関して「大学進学率は72.5%で2008年の83.8%をピークに3年連続して急速に落ち込んでいる」と報じられているが、日本の2011年度大学・短大進学率53.9%（文部科学省ホームページ「平成23年度学校基本調査（確定値）について（報道発表資料）」（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2012/02/06/1315583_1.pdf）／専門学校進学率16.2%を合わせると70.1%）よりも高い。訪問時の韓国教授労組の説明では、専門学校を合わせると100%を越えている（重複在籍者を含む）という。

19）前掲10）の「登録金後払い制に関する幾つかの争点」に詳しく記載されている。

20）藤原夏人（2011）「立法情報【韓国】成人年齢引下げ等に関する民法改正」国立国会図書館ホームページ（http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02470109.pdf）[2012年3月25日閲覧]。

21）韓国教授労組のホームページに掲載されている2012年3月14日付けのお知らせ「2012年ベーシックインカム国際大会」（http://kpu.cafe24.com/bbs/view.php?id=notice&no=433）[2012年3月25日閲覧]。なお、我々の訪問調査の際にも、「ベーシックインカム」に言及した説明を行っていた。